

No. 14369 1部370円(税込み)

特許ニュース

発 行 所

一般財団法人 経 済 産 業 調 査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

☆知財高裁開廷一覽..... (10)

[illegible]

としている。かかる通知を踏まえ、EU条約第50条に則った離脱手続が開始され、具体的な離脱の条件については、EUとの交渉の上で合意に至ることが予定されている。ただし、英国がEU離脱の意思を表明した2年後には、かかる合意の成否を問わず、英国はEU加盟国としての地位を失うのが原則であり、英国とEUとの間の交渉には時間的制約が課されている。つまり、英国が予定どおり2017年3月末にEUを離脱する意思を通知した場合、Brexitは2019年3月末には実現するであろうことを念頭においておく必要がある¹。

もっとも、EU条約には離脱に関する詳細規定がない²。英国政府は、EUとの離脱交渉をもうじき開始しようとしているが、今のところ議会の承認の必要性等の憲法解釈が争われており、未だ交渉の開始にも至っていない状況にある³。また、英国とEU間の交渉による離脱合意が如何なる内容になるのかも予測できない。英国は、国民投票の結果を受け、EUの基本的自由権の内容である人の自由移動を否定し、これまでEU市民に対して認めていた英国における居住の自由を制約せざるを得ないだろうが、他方、経済面では、EU単一市場へのアクセスの維持を希望している。このように、EUの認める一定の基本的自由権を否定しながら、EU単一市場の経済的利益だけを享受しようとする英国政府の態度は、当然のことながらEU内では批判の対象となっている⁴。したがって、英国は他のTRIPS加盟国と同様、EU単一市場へのアクセスを有しない、通常の第三国となる可能性がある。

(2) Brexitが欧州の知的財産法に与える影響

このような混乱をもたらすBrexitは、欧州の知的財産法制度にどのような影響を及ぼすであろうか。

ア 欧州単一特許制度

欧州単一特許制度は、半世紀の議論を経て、2017年初めのスタートに向けた準備が進められていた。英国民はその矢先に、EUから離脱すべきとの意思表示をEUの立法に突き付けており、その準備作業を一時的に停滞させたように見える。ところが、昨年11月28日、英国は

Brexitを求めた国民投票の結果にもかかわらず、欧州単一特許(UP)と関連する統一特許裁判所(UPC)条約を批准する意向を示した。これを受け、早期導入に向けられた作業が再開している。詳細については、後述する。

イ 欧州特許(EP)

欧州特許(EP)の法源たる欧州特許条約(EPC)はEU条約とは直接の関係を有しない国際条約であり、また、欧州特許庁(EPO)もEUの機関ではない。したがって、欧州特許(EP)は、Brexitによる直接の影響を受けず、英国で設定登録がなされた欧州特許(EP)は引き続き保護されることになる。

ウ EU商標法

EU商標法は、EU条約に基づくEU規則207/2009等により立法されているため、EU加盟国(現在28カ国)にその適用が限定される。

よって、Brexit後の出願に基づくEU商標権は、英国では保護されないことになるが、Brexit前になされた出願や成立しているEU商標権をどのように扱うかは、英国における経過規定等により定められることになる。実際には、法的安定性確保の観点から、国内商標への移行を可能にする立法がなされるものと憶測される。

また、Brexit後のEU商標権について注意を要するのは、EU商標の英国における使用や周知性が考慮されない可能性があることである。その場合、EU商標の使用や周知性に関する事実 は英国外のEU加盟国における証拠によってのみ立証できることになる。EU離脱後の抵触関係も同様であり、欧州知的財産庁(EUIPO)における英国の国内商標に基づく異議は許されないものと予想される。

エ 共同体意匠法

共同体意匠法は、EU条約に基づくEU規則6/2002等により立法されているため、EU商標と同様の状況である。ただし、英国における事後的な国内出願は、新規性喪失により拒絶されることになるであろう。

なお、共同体意匠制度は未登録意匠をも保護するところ、英国にも未登録意匠制度が存在するため、Brexit後も共同体意匠は英国国内法に